

青森県報

第三千八百八十五号

平成二十六年
八月二十二日
(金曜日)

目次

公 告

建設業者の許可の取消し……………(東青地域局) ……一

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可……………(中南地域局) ……一

公 安 委 員 会

警備員指導教育責任者講習(新規取得講習)の実施……………(生活安全課) ……一

警備員指導教育責任者講習(追加取得講習)の実施……………(同) ……二

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年八月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 青森総合建材

二 氏名 斉藤 昌司

三 主たる営業所の所在地 青森市大字筒井字八ッ橋一九五の二

四 許可番号 青森県知事許可(般二四)第一 三七号

五 取消年月日 平成二十六年七月二十二日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十六年四月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、津軽平川土地改良区の定款の変更を平成二十六年八月十二日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十六年八月二十二日

中南地域県民局長 高原 至 智

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第九十二号

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。)(第二十二條第二項第一号)に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「新規取得講習」という。)(を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。)(第二條の規定)により公示する。

平成二十六年八月二十二日

青森県公安委員会委員長 今 井 高 志

一 講習の区分

法第二条第一項第四号に規定する警備業務に係る新規取得講習

二 実施期間及び実施時間

平成二十六年十月六日(月)から同月十日(金)までの午前九時から午後四時五十五分まで

三 実施場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

四 受講定員

五人(予定)

五 受講対象者

受講申込日において、最近五年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

六 受講申込みの手続

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

平成二十六年九月八日(月)から同月十二日(金)までの間

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締め切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込方法

六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書(申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉を貼り付けること。)(一通に、受講対象者に該当することを疎明する警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面一通及び履歴書一通を添付すること。)

5 受講手数料

受講手数料三万四千円分を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

七 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

1 講習終了後、修了者検査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

九 受講申込みに関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話〇一七 七二三 四二一一

2 青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)(生活安全課又は刑事生活安全課)

青森県公安委員会告示第九十三号

警備業法(昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。)(第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習(法第二十二條第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。)(第七条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「資格者証等」という。)(の交付を受けている者に対する当該資格者証等に係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る講習。以下「追加取得講習」という。)(を次のとおり実施するので、講習規則第二条の規定により公示する。

平成二十六年八月二十二日

青森県公安委員会委員長 今 井 高 志

一 講習の区分

法第二条第一項第四号に規定する警備業務に係る追加取得講習

二 実施期間及び実施時間

平成二十六年十月九日(木)から同月十日(金)までの午前九時から午後四時五十五分まで

三 実施場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

四 受講定員

六人(予定)

五 受講対象者

受講申込日において、受講しようとする警備業務(以下「当該警備業務」という。)の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者で、最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上であるもの

六 受講申込みの手続

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

平成二十六年九月九日(火)から同月十二日(金)までの間

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締め切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込方法

六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書(申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉を貼り付けること。)(一通に次の書面一通を添付すること。
(一) 当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面及び履歴書

(二) 既に交付を受けている当該警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の写し

5 受講手数料

受講手数料一万円分を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

七 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

1 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

九 受講申込みに関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話〇一七 七二三 四二一一

2 青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭